

平成26年6月定例会 提出議案の概要（財政局）

1 条例案

件 名	概 要									
<p>名古屋市市税条例等の一部改正について (第76号議案)</p>	<p>1 改正内容</p> <p>(1) 法人市民税</p> <p>ア 消費税率（国・地方）8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税（法人税割）の一部を国税化し、地方交付税の原資とすることとされた。これに伴い、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から、法人市民税（法人税割）の税率が引き下げられたため、以下のように改正する。</p> <p style="text-align: right;">(市税条例第17条及び減税条例第5条等)</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="544 898 1382 1133"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改 正 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税 率</td> <td>14.7 (13.965)</td> <td>12.1 (11.495)</td> </tr> <tr> <td>中小法人の特例税率</td> <td>12.3 (11.685)</td> <td>9.7 (9.215)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 内は5%減税後の税率</p> <p>イ 課税免除の対象となる公益法人等の範囲の拡充に伴い、規定を整備する。</p> <p style="text-align: right;">(減免条例第4条)</p> <p>(2) 固定資産税</p> <p>ア 課税標準の特例が適用される一定の公害防止施設や浸水防止用設備等について、特例割合を地方税法の定める範囲内で条例により定めることとされたため、規定を整備する。</p> <p style="text-align: right;">(市税条例附則第14条の6)</p> <p>イ 耐震改修を行った一定の大規模建築物等に対する固定資産税の減額措置が創設されたことに伴い、規定を整備する。</p> <p style="text-align: right;">(市税条例附則第16条)</p> <p>ウ 引用条文の条項移動等に伴い、規定を整備する。</p> <p style="text-align: right;">(減免条例第7条)</p>	区 分	現 行	改 正 案	税 率	14.7 (13.965)	12.1 (11.495)	中小法人の特例税率	12.3 (11.685)	9.7 (9.215)
区 分	現 行	改 正 案								
税 率	14.7 (13.965)	12.1 (11.495)								
中小法人の特例税率	12.3 (11.685)	9.7 (9.215)								

(3) 軽自動車税

ア 軽自動車と小型自動車との税負担水準の格差是正や原動機付自転車の徴税コスト改善等を図るため、標準税率が引き上げられたことに伴い、規定を整備する。

(市税条例第56条)

イ 最初の新規検査から13年を経過した4輪車等に対する重課制度が導入されたことに伴い、規定を整備する。

(市税条例附則第17条)

(単位：円)

区 分			現 行	改正案	重 課		
原動機付 自 転 車	50cc 以下		1,000	2,000	—		
	50cc 超 90cc 以下		1,200	2,000			
	90cc 超 125cc 以下		1,600	2,400			
	ミニカー		2,500	3,700			
軽自動車 及 び 小型特殊 自 動 車	2 輪		2,400	3,600	—		
	3 輪		3,100	3,900		4,600	
	4 輪 以 上	乗 用	営業用	5,500		6,900	8,200
			自家用	7,200		10,800	12,900
	貨物用	営業用	3,000	3,800		4,500	
		自家用	4,000	5,000		6,000	
	雪上車		2,400	3,600		—	
農耕作業用、刈取脱穀作業用		1,600	2,400				
2 輪の小型自動車			4,000	6,000			

2 施行期日

公布の日から施行する。ただし、次の各号の規定については、当該各号に定める日から施行する。

(1) 市税条例第17条及び第17条の2並びに減税条例第5条及び第6条の改正規定 平成26年10月1日

(2) 市税条例第56条の改正規定 平成27年4月1日

(3) 市税条例附則第17条の改正規定 平成28年4月1日

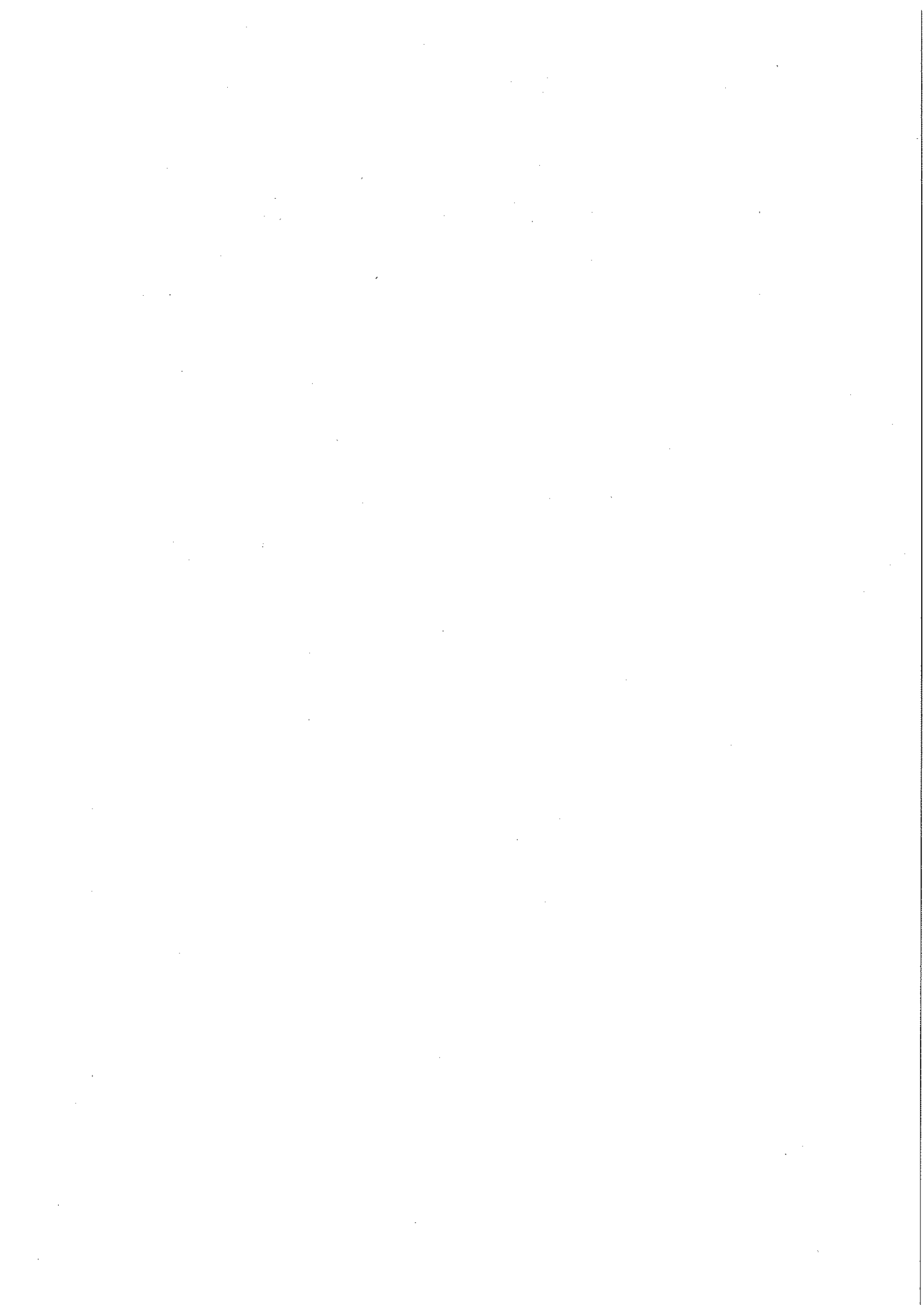
(4) 減免条例第4条の改正規定 「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」の施行日

(5) 減免条例第7条の改正規定 「子ども・子育て支援法」の施行日

平成 26 年 6 月定例会 提出議案の概要（総務局）

条例案

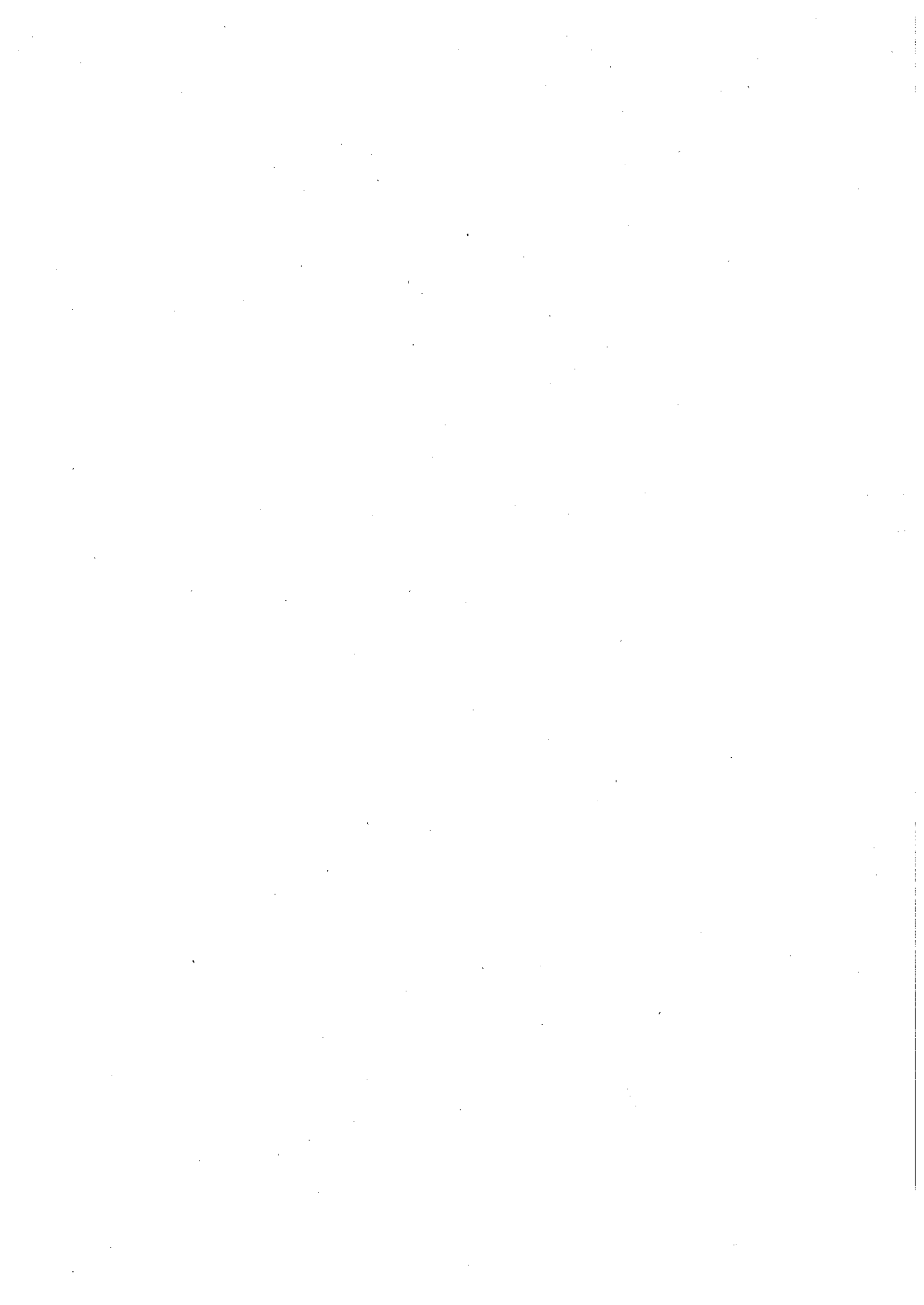
件名	概要
一般職の任期付職員 の採用に関する条例 の一部改正について (第 75 号議案)	<p>(1) 改正の趣旨</p> <p>高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合に、任期を定めて採用する職員（特定任期付職員）の給与に関し必要な事項を定めるもの</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>ア 給料表</p> <p>高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して遂行することとなる業務にふさわしい給与を確保するため、国における特定任期付職員に準じた給料表を設定するもの</p> <p>イ その他手当</p> <p>国における特定任期付職員に準じて、地域手当、通勤手当等の支給できる手当を規定するもの</p> <p>(3) 施行期日</p> <p>公布日より施行</p>



平成26年 6月定例会 提出議案の概要 (健康福祉局)

1 条例案

件 名	概 要
名古屋市敬老パス 条例の一部改正に ついて (第77号議案)	1 改正の概要 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に 関する法律の一部改正に伴い、当該法律の題名が改正されるため、引 用規定の整理を行うもの。 2 施行期日 平成26年10月 1日



平成26年6月定例会 提出議案の概要（病院局）

1 病院事業会計補正予算（第86号議案）

(1) 収益的支出

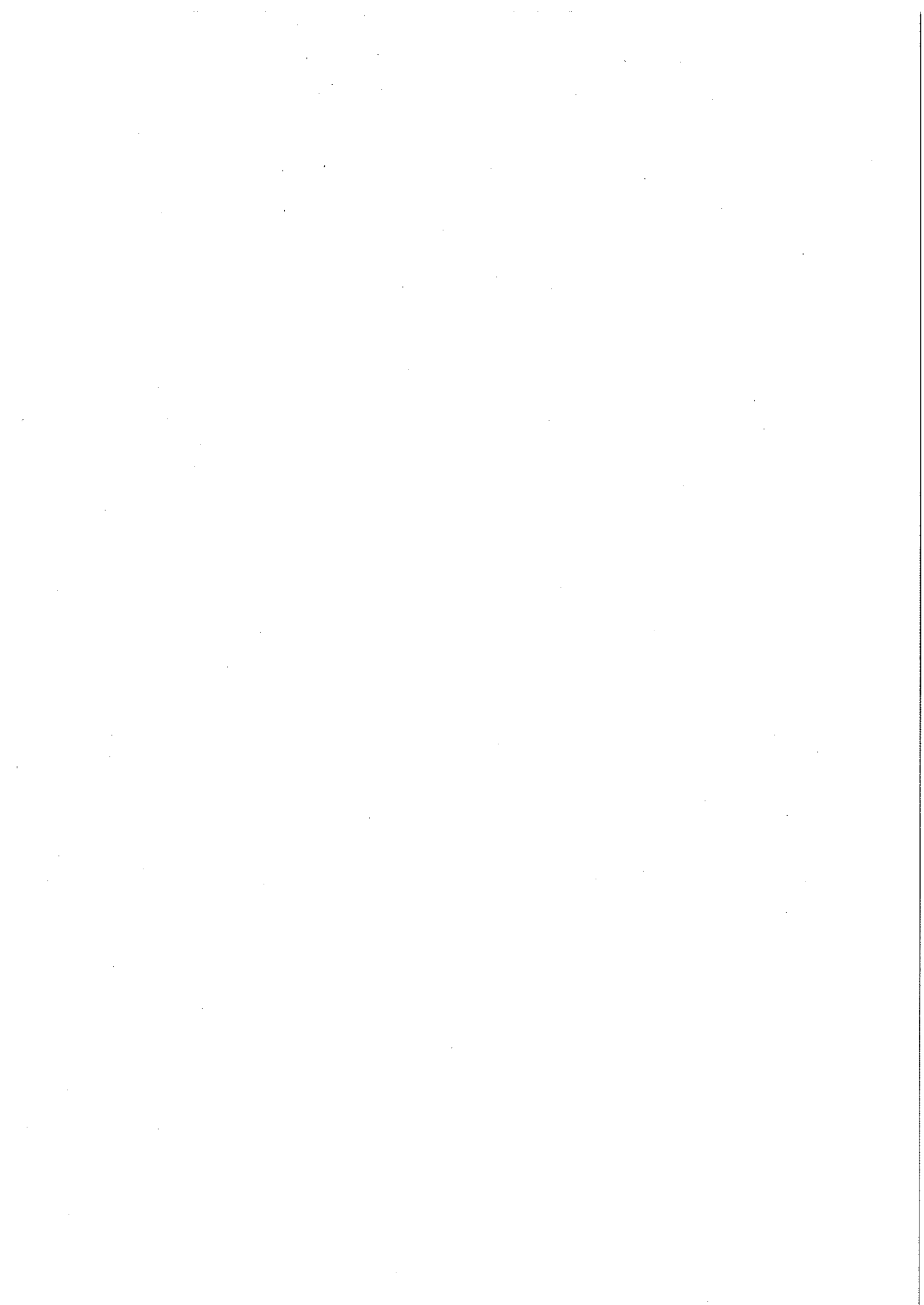
事 項	金 額	概 要
緑市民病院費	千円 8,202	緑市民病院における医療事故に対する 損害賠償金の支払い
経費	8,202	
計	8,202	

(2) 収益的収入

事 項	金 額	概 要
緑市民病院収益	千円 8,202	緑市民病院における医療事故に対する 損害賠償金の支払いに伴う病院賠償責 任保険の補填
その他医業 外収益	8,202	
計	8,202	

2 一般案件

件 名	概 要
損害賠償の額の決定に ついて (第89号議案)	<p>1 概要 指定管理者制度導入前の平成22年6月に名古屋市立緑市民病院において発生した医療事故に関し、被害者に対する損害賠償の額を決定するもの（当該賠償金は病院賠償責任保険により補填される予定）。</p> <p>2 医療事故の内容 平成22年6月30日、患者は、名古屋市立緑市民病院において、子宮全摘術及び子宮附属器腫瘍摘出術を受けたところ、手術後の経過観察が十分ではなく、尿管狭窄の発見が遅れたため、左腎臓に障害を負うことになったもの。</p> <p>3 賠償金額 8,201,120円</p>



平成26年6月定例会 提出議案の概要（教育委員会）

1 条例案

件 名	概 要
名古屋市立学校設置 条例の一部改正につ いて (第78号議案)	<p>(1) 改正の概要 幅下小学校、江西小学校及び那古野小学校を 統合して「なごや小学校」を設置する等のた め、また、南養護学校分校を設置するため、 所要の改正を行う。</p> <p>(2) 施行期日 平成27年 4月 1日から施行する。 ただし、一部の規定は平成29年 4月 1日から 施行する。</p>

平成26年6月定例会 提出議案の概要 (交通局)

件 名	概 要														
<p>訴えの提起について (第88号議案)</p>	<p>1 請求の趣旨 本市との工事請負契約を合意により解除した者に対して、相殺後の前払金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるため、訴えを提起するもの。</p> <p>2 訴えの相手方及び訴訟物の価格 被 告 名古屋市北区安井三丁目6番24号 不二興業株式会社 代表取締役 佐藤 貞人 訴訟物の価格 4,724,500円以内</p> <p>3 請求額の内容</p> <table border="1" data-bbox="646 1064 1372 1848"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="646 1064 1018 1171">区 分</th> <th data-bbox="1018 1064 1372 1171">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="646 1171 738 1332">本市債権</td> <td data-bbox="738 1171 1018 1332">前 払 金</td> <td data-bbox="1018 1171 1372 1332">7,098,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="646 1332 738 1675" rowspan="2">本市債務</td> <td data-bbox="738 1332 1018 1503">出来高部分に相応する請負代金</td> <td data-bbox="1018 1332 1372 1503">598,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="738 1503 1018 1675">契 約 保 証 金</td> <td data-bbox="1018 1503 1372 1675">1,775,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="646 1675 1018 1848">差 引 (相殺後の前払金)</td> <td data-bbox="1018 1675 1372 1848">4,724,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 請求額は、相殺後の前払金に遅延損害金を加えた額である。</p>	区 分		金 額	本市債権	前 払 金	7,098,000円	本市債務	出来高部分に相応する請負代金	598,500円	契 約 保 証 金	1,775,000円	差 引 (相殺後の前払金)		4,724,500円
区 分		金 額													
本市債権	前 払 金	7,098,000円													
本市債務	出来高部分に相応する請負代金	598,500円													
	契 約 保 証 金	1,775,000円													
差 引 (相殺後の前払金)		4,724,500円													



平成26年6月定例会 提出議案の概要 (市民経済局)

1 条例案

件名	概要
<p>名古屋市空家等対策審議会条例の制定について (第79号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 空家等に関する対策の推進に関し、必要な事項を調査審議させるため、名古屋市空家等対策審議会を設置するもの。</p> <p>(2) 内容 名古屋市空家等対策審議会の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を規定する。</p> <p>(3) 施行期日 公布の日から施行する。</p>

2 一般会計補正予算 (第84号議案)

件名	金額	概要
<p>空家等対策の推進</p>	<p>千円 13,334</p>	<p>(1) 趣旨 名古屋市空家等対策の推進に関する条例の施行に伴い、空家等の適切な管理を推進するため、必要な指導や支援等を実施する。</p> <p>(2) 内容 ア 指導等事務 7,334千円 (ア) 助言・指導・勧告等の実施 (イ) 応急措置の実施 (ウ) 情報提供の実施 イ 除却助成 6,000千円 国の空き家再生等推進事業を活用し、周囲に著しく保安上の危険を及ぼす空家等の除却にかかる助成を実施 (ア) 補助率 2分の1 (イ) 上限額 600千円</p>



平成 26 年 6 月定例会 提出議案の概要（住宅都市局）

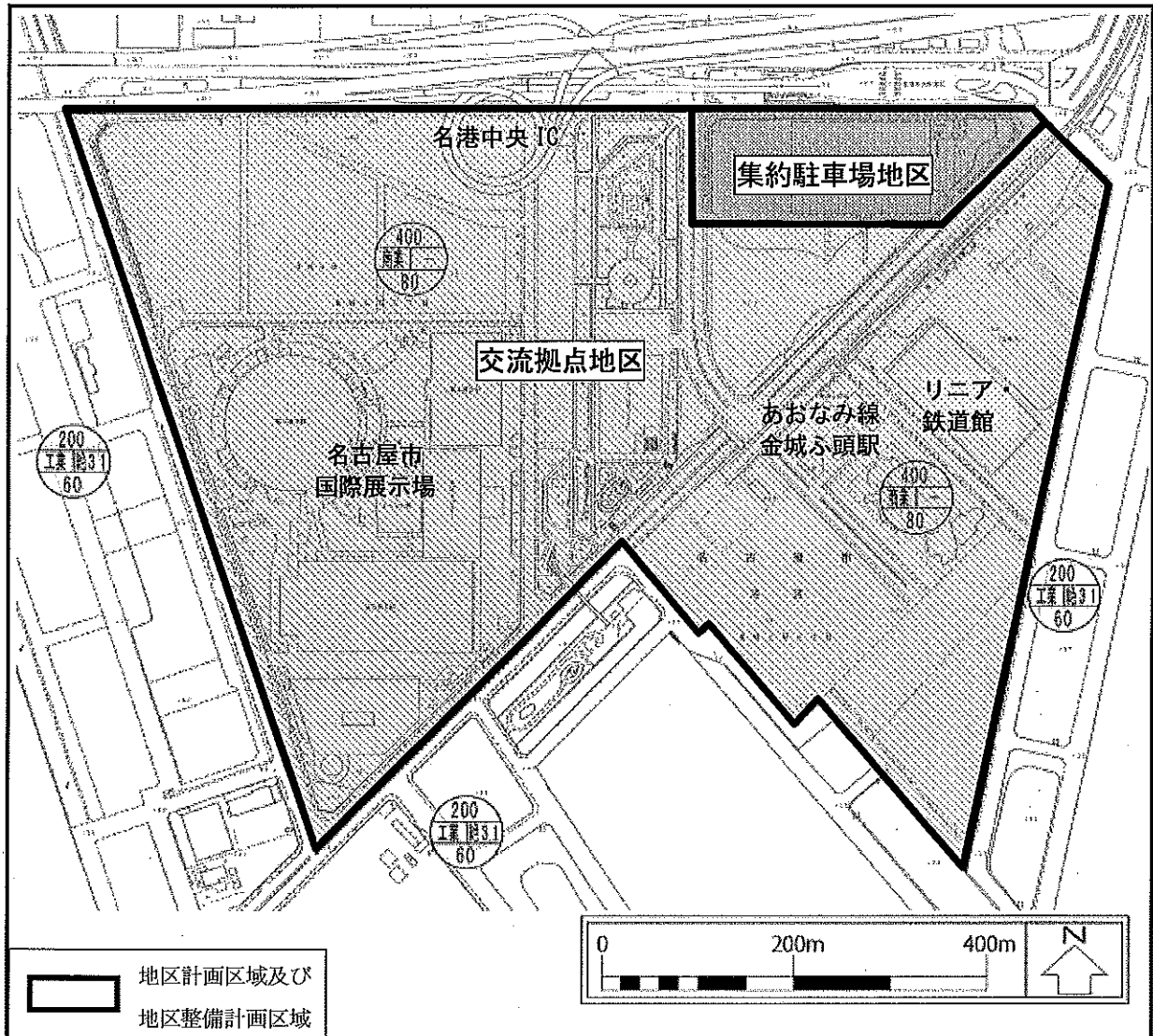
1. 条例案

件名	概要				
<p>名古屋市営路外 駐車場条例の一部 改正について (第 80 号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 名古屋市営大須駐車場の駐車料金体系の見直しを実施するため、必要な事項を定めるもの</p> <p>(2) 改正内容 ア 1 回の入出庫の取扱い時間内において上限金額を設けることができる規定を追加（第 3 条関係） イ 定期駐車券及び回数駐車券の種類に関する規定を削除（第 3 条関係）</p> <p>(3) 施行期日 平成 27 年 4 月 1 日</p>				
<p>名古屋市地区計 画等の区域内に おける建築物の 制限に関する条 例の一部改正に ついて (第 81 号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 金城ふ頭地区整備計画区域内における建築物の制限に関して、規定を整備するもの</p> <p>(2) 改正内容 ア 金城ふ頭地区計画の都市計画決定に伴う対象区域の追加（別表第 1 関係） イ 金城ふ頭地区整備計画区域内における建築物の制限を規定（別表第 2 関係）</p> <table border="1" data-bbox="464 1615 1398 1760"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1615 730 1666">対象区域</th> <th data-bbox="730 1615 1398 1666">建築物の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1666 730 1760">金城ふ頭地区 整備計画区域</td> <td data-bbox="730 1666 1398 1760">用途の制限、容積率の最高限度、緑化率の最低限度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行期日 公布の日</p>	対象区域	建築物の制限	金城ふ頭地区 整備計画区域	用途の制限、容積率の最高限度、緑化率の最低限度
対象区域	建築物の制限				
金城ふ頭地区 整備計画区域	用途の制限、容積率の最高限度、緑化率の最低限度				

(参考)

金城ふ頭地区計画区域及び地区整備計画区域

港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の各一部

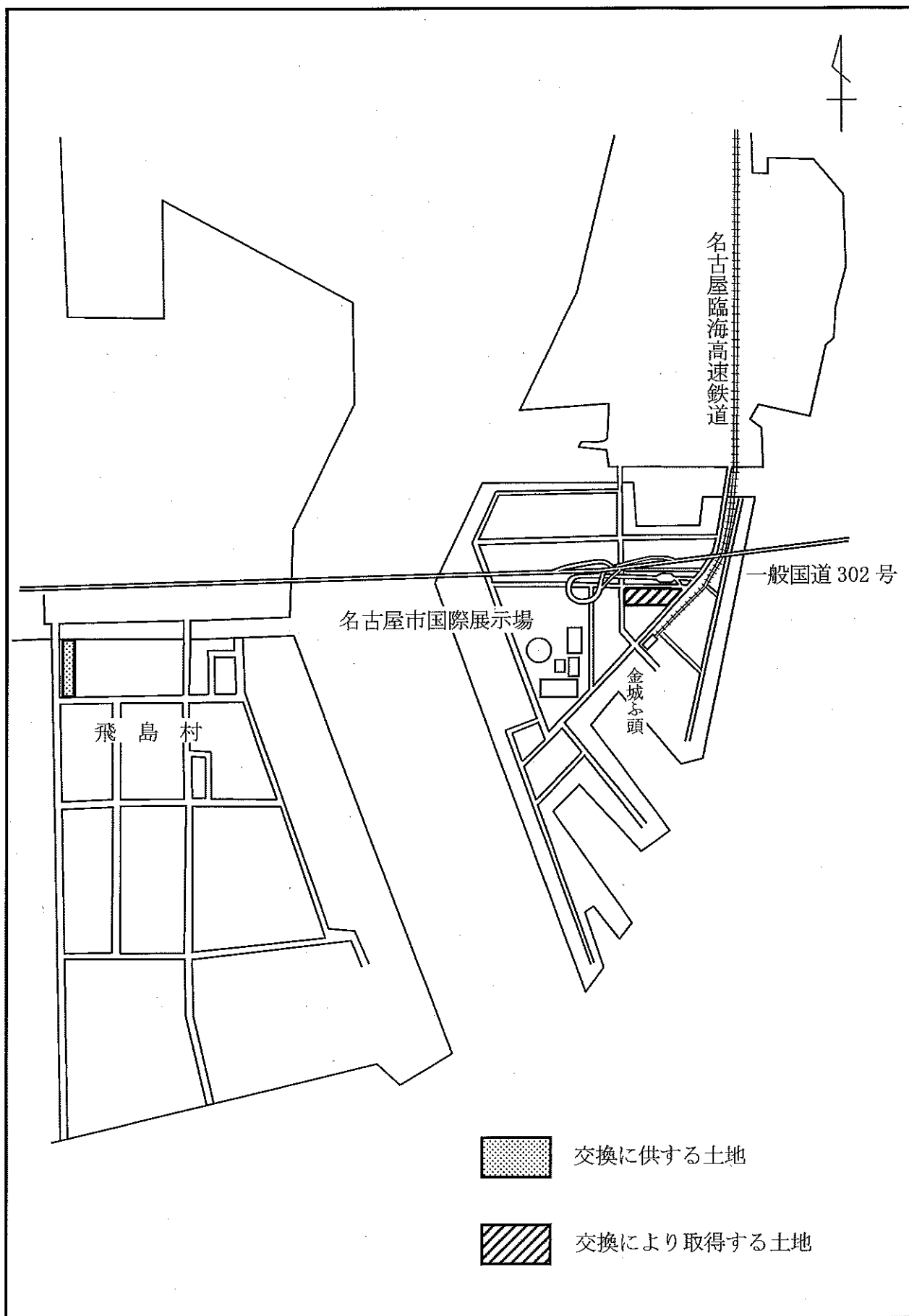


件名	概要
名古屋市営住宅 条例の一部改正 について (第 82 号議案)	(1) 趣旨 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に 関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するもの (2) 改正内容 引用する法律名の文言整理等 (第 5 条関係) (3) 施行期日 平成 26 年 10 月 1 日

2 一般案件

件名	概要
財産の交換につ いて (第 87 号議案)	(1) 趣旨 金城ふ頭駐車場 (仮称) 新築事業用地を取得するため、名古屋港管 理組合の所有地を本市の所有地と交換するもの (2) 交換に供する土地 愛知県海部郡飛島村東浜一丁目 13 番 3 宅地 14,062.6 m ² 661,000,000 円 (3) 交換により取得する土地 名古屋市港区金城ふ頭二丁目 7 番 2 宅地 30,521.17 m ² 2,533,000,000 円 (4) 交換差額 1,872,000,000 円 (5) 交換の相手方 名古屋港管理組合

(参考) 位置図



平成26年6月定例会 提出議案の概要（消防局）

1 条例案

件名	概要
火災予防条例の一部 改正について (第83号議案)	<p>(1) 概要 消防法施行令（昭和36年政令第37号）の一部が改正されたことに伴い、規定の整備等を行うもの。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>ア 第23条、第25条、第26条及び第69条関係 対象火気器具等を、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備を義務付けるとともに、規定の整備を行うもの。</p> <p>イ 第36条の5 関係 住宅用防災報知設備について国から示されたガイドラインとの整合を図るため、適用する感知器の作動温度を明確にする等、規定の整備を行うもの。</p> <p>ウ 第72条の2 関係 市民が防火対象物を利用する際の判断に資するため、消防長が消防用設備等に係る違反對象物の公表ができるよう規定を新たに追加するもの。</p> <p>(3) 施行期日</p> <p>ア 第23条、第25条、第26条及び第69条関係 平成26年8月1日</p> <p>イ 第36条の5 関係 公布の日</p> <p>ウ 第72条の2 関係 平成26年10月1日</p>

2 補正予算（第84号議案）

件名	金額	概要
国土強靱化地域計画の策定準備	千円 歳出 7,900	<p>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、大規模自然災害等に備えた国土強靱化の取組みを効果的に推進するため、本市の地域特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「国土強靱化地域計画」の策定準備を行うもの。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模自然災害等の発生時において「起きてはならない最悪の事態」（被害）を回避するため、大都市特有の地域特性等を踏まえ、本市防災施策のせい弱性について分析・評価等を実施 ・ 「起きてはならない最悪の事態」（被害）を回避するための施策を取りまとめた「国土強靱化地域計画」の策定に向けた準備 <p>※ 国土強靱化地域計画策定モデル調査の実施団体（第1次）に選定されたことを踏まえ、計画（案）を年度内に策定予定</p>